

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度剣淵町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 39,358 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 420,076 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和4年度 決算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	179,363	127,367			9,592	42,404
	高齢者福祉費	73,999	5,443		5,316	11,666	51,574
	児童福祉総務費	19,466	3,707	4,700	893	1,875	8,291
	児童措置費	30,959	26,577			808	3,574
	保育所費	55,091	5,153		2,360	8,777	38,801
	児童福祉施設費	8,335	2,766		750	889	3,930
	小計	367,213	171,013	4,700	9,319	33,607	148,574
保健衛生	保健総務費	16,495	6			3,042	13,447
	健康推進費	36,368	18,122		3,562	2,709	11,975
	小計	52,863	18,128	0	3,562	5,751	25,422
合計		420,076	189,141	4,700	12,881	39,358	173,996

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。